

平成 18 年 10 月 5 日

各位

不動産投信発行者名  
東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号  
オリックス不動産投資法人  
代表者名 執行役員 市川 洋  
(コード番号 8954)

投資信託委託業者名  
オリックス・アセットマネジメント株式会社  
代表者名 取締役社長 佐藤 光男  
問合せ先 常務執行役員 八塚 弘文  
TEL : 03-3435-3285

### 投資信託委託業者による国土交通省への書面提出について

オリックス不動産投資法人(以下、「本投資法人」といいます。)が資産の運用を委託する投資信託委託業者であるオリックス・アセットマネジメント株式会社(以下、「OAM」といいます。)は、平成 18 年 8 月 25 日に国土交通省から OAM へ発せられた指示処分に基づき、平成 18 年 9 月 25 日付けにて国土交通省へ、今回の違反行為の再発を防ぐため講じる措置を記載した書面(以下、「指示処分に基づく書面」といいます。)を提出し、受理されました。

今回の行政処分により、多くの関係者の皆様に多大なご迷惑、ご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

本投資法人及び OAM では、今回の処分を厳粛に受け止め、適切な業務運営を実現させるべく、別紙「指示処分に基づく書面(要旨)」のとおり、法令遵守の徹底と業務管理体制の整備・強化等に取り組み、全力で信頼回復に努めてまいります。

以上

本日資料の配布先: 兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

## 指示処分に基づく書面（要旨）

オリックス不動産投資法人（以下、「本投資法人」といいます。）の資産運用業務の一環として宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。（以下、「宅建業法」といいます。）第50条の2の規定による取引一任代理等を行っているオリックス・アセットマネジメント株式会社（以下「OAM」といいます。）は、平成18年8月25日、宅建業法第65条第1項の規定に基づき、国土交通省より指示処分を受けました。

OAMでは、この事実を厳粛に受け止め、今後、同様の違反行為や不備・不適事項を再発させないよう内部管理態勢を整備すべく、指示事項について以下に掲げる措置を講じ、宅地建物取引業者としての信頼の回復に努めてまいります。

### < 指示事項に対する措置等 >

#### **1. 今回の法違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、社内に速やかに周知徹底すること。**

事実関係、内部管理体制の再構築に係る施策、各役職員が宅建業法その他の本投資法人及びOAMに適用される法令等を遵守する旨の注意喚起等を含め、OAM社長より従業員に対し説明を行い、周知徹底を図りました。

#### **2. 今回の法違反行為に関し、具体的な再発防止策を策定すること。**

##### (1) 法令等遵守に係る経営姿勢の明確化

法令等遵守を経営の最優先事項のひとつとして捉え、法令等遵守の推進の基盤となる組織を組成し、必要な要員を配置しました。

##### (2) 法令等遵守体制と内部管理体制の構築

平成18年9月1日付で組織改編と要員拡充を行いました。これにより、法令等遵守のための基本的な体制を構築してまいります。

##### (3) 業務運営方法の見直し

業務処理を標準化し、かつ、規則・規程・マニュアル等により極力文書化することにより、申請・承認手続きや管理・監督者の権限・責任等の明確化を図ります。

##### (4) 再発防止策の策定

平成18年9月1日から物件取得、賃貸面積の確認、鑑定評価依頼手順等に関する業務マニュアル、社内ガイドラインを導入し、物件審査の徹底と鑑定評価依頼の手順等の適正化等を図っております。

**3 . 法令遵守を徹底するため社内研修、教育の計画を作成し、これを実施すること。**

従来から開催していた投資信託及び投資法人に関する法律、不動産取引関連法等の法令に係る社内研修会を、今後は半期ごとに1回、実施してまいります。

**4 . 日常の業務運営に関する調査、点検を行うとともに、社内の業務管理体制を整備、強化し、業務の適正な運営の確保に努めること。**

(1) 過去において行われた物件の取得業務及び売却業務について、物件毎に調査及び点検を実施し、宅建業法に照らし適切に遂行されていたかを確認しました。

(2) 上記2(2)(3)(4)に記載のとおり、組織の再編による法令等遵守体制の構築、内部管理体制の構築による業務の適切化の推進、マニュアルの整備等による再発防止策の策定を実施し、もって社内の業務管理体制を整備、強化し、業務の適正な運営の確保に努めてまいります。

以上